

大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業中間評価要項

平成23年7月20日

大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業プログラム委員会

国際化拠点整備事業費補助金（以下、「補助金」という。）により実施される大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業（旧国際化拠点整備事業（グローバル30））の中間評価は、この評価要項により行う。

なお、本事業については、従来の国際化拠点整備事業（グローバル30）が平成23年度から「大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業」として組み立て直され、選定大学における当初の構想についても、「産学連携によるグローバル人材育成推進会議」による、①国際化に取り組む大学とのネットワーク化や②産学連携の強化など、組み立て直しの方向性の提言も踏まえて、構想の組み立て直しが行われたことから、組立て直し後の構想の実現に向けた今後の展望についても十分留意したうえで評価を行うこととする。

1. 評価の目的

我が国を代表する中核拠点として大学の国際化を推進するとともに、グローバルな社会で活躍できる人材の育成を図るため、「大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業」の取組状況等を評価するとともに、本事業の目的が十分達成されるよう適切な助言を行うことで、本事業の適切かつ効果的な実施を促す。

2. 評価の時期

平成23年度に中間評価を実施する。

3. 評価の対象年度

原則として平成22年度末までの取組状況を対象とする。

なお、平成23年度の取組状況のうち、組立て直し後の構想の実現に向けた取組や震災対応など大学が積極的に記載する実績については、調書提出時までの実績を評価の対象とする。

4. 評価の体制

大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業プログラム委員会（以下、「委員会」という。）の下に、有識者からなる評価部会を設置し、中間評価を実施する。

なお、評価部会委員の構成は、委員会委員又は本事業の選定に係る審査を担当した者を中心に専門家や有識者によって構成することとする。

5. 評価の実施

補助事業の進捗状況や中間目標の達成状況等の評価を行うにあたり、当該評価の公正さ、信頼性を確保し、実効性のある評価を実施するために、評価項目、評価方法（評価資料、評価過程、手続き等）は次のとおりとする。

（1）評価項目

（I）項目別評価

1. 取組状況

以下の項目ごとに、これまでの取組状況について、構想の組立て直し（大学間連携、産業界との連携、英語コースの授業開放、教育資源の共有化等）にも留意し、事業の改善又は発展への方策など今後の展望を踏まえて評価を行う。

① 拠点大学の国際化

- ・学長のリーダーシップのもと、大学の目標や中期計画等において国際化を明確に位置づけるとともに、大学全体として国際化を戦略的に推進しているか。
- ・優秀な外国人教員の招聘や国際的な教育研究活動実績のある日本人教員の採用、FD等の実施による教員の資質向上など教員体制の充実が図られているか。
- ・国際化に対応した事務機能の強化及び事務職員の配置やSDによる能力向上などによる事務体制の充実が図られているか。
- ・大学の国際化への取組等について、適切な評価・改善がなされているか。
- ・海外の大学との単位互換や学位取得プログラム等による教育連携の充実のもと、日本人学生の海外派遣や、日本人教員の海外における教育研究活動への参加等が促進されているか。

② 英語による授業のみで学位が取得できるコース

- ・コースの開設や開設に向けた準備が計画通り進められているか。
- ・開設された又は開設予定のコースにおける学生の確保や確保に向けた取組（特に、優秀な学生の確保のための取組やそのための改善の取組）が行われているか。
- ・国際的な教育研究活動実績を有する教員の雇用等による教育体制の充実のもと、人材養成目的に沿った組織的・体系的なカリキュラム編成がなされているか。
- ・質の高い研究内容に裏付けられた授業の実施、国際的通用性のある厳格な成績管理、教授法の開発や授業評価などによる教育改善など、教育の質の確保や向上への取組がなされているか。

③ 留学生受入のための環境整備

- ・海外拠点の設置や設置に向けた準備が計画どおり進められているか。
- ・受入重点国等において優秀な学生を確保するための取組が積極的に行われ、留学生の受入が促進されているか。
- ・留学生に対する生活面での支援（宿舎、カウンセリング、学内文書の英語化など）、経済的支援（奨学金など）、就学に対する支援（日本語、日本文化に関する質の高い学習機会の提供、教育支援員等の配置など）や就職支援（インターンシップ、セミナーの開催など）について充実した取組が行われているか。

- ④ 海外大学共同利用事務所の整備（文部科学大臣より指定を受けた大学のみ対象）
- ・事務所の施設・設備や体制が計画どおり整備されているか。
 - ・我が国の大学の情報発信や学生募集を行う大学のワンストップサービス業務などの支援が積極的に行われているか。
 - ・積極的な広報活動などにより、事務所の施設・設備・機能の共同利用が図られているか。
- ⑤ 留意事項への対応
- ・国際化拠点整備事業（グローバル30）審査結果における留意事項への対応を適切に行っているか。

2. 目標の達成状況

平成22年度末における次の目標の達成状況について評価を行う。

- ① 留学生受入
- ② 外国人教員
- ③ 海外有力大学との連携プログラムの新たな実施
- ④ 大学間交流協定等に基づく交換留学の拡大
- ⑤ 日本人教員の海外における教育研究活動への参加促進

3. 経費（補助金）の使用状況

経費（補助金）が適切かつ効果的に使用されたかについて評価を行う。

（Ⅱ）総括評価

「（Ⅰ）項目別評価」における評価結果を踏まえ、事業の実績の全体について評価を行う。

（Ⅲ）その他の評価

1. 推進事務局の取組状況

以下の項目ごとに、構想の組立て直し（大学間連携、産業界との連携、英語コースの授業開放、教育資源の共有化等）にも留意し、事業の改善又は発展への方策など今後の展望を踏まえて評価を行う。

- ・推進事務局として、必要な体制・環境が整備されているか。
- ・事業全体の推進のための取組が積極的に行われているか。

2. 経費（補助金）の使用状況

経費（補助金）が適切かつ効果的に使用されたかについて評価を行う。

(2) 評価方法

中間評価は、委員会のもとに設置される「評価部会」（7. 評価体制に記載）において書面評価及び現地調査を行い、その結果に基づく合議評価により実施される。（8. 評価手順を参照）

評価部会は、審査結果等も活用し、評価対象に応じた適切な方法により、評価目的が達成されるよう、中立・公正かつ効率的・効果的な評価を行う。

① 書面評価

評価委員は、各拠点について次の評価資料により書面評価を行い、合議により書面評価結果をとりまとめる。

- ・大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業中間評価調書及び参考資料
- ・採択時の審査結果表
- ・構想調書（申請時）
- ・構想調書（修正変更版）

また、評価部会において、書面評価での疑問点及び現地調査時に説明を求めたい内容等を「事前質問事項」として取りまとめる。

② 現地調査

評価委員は、拠点現地に赴き、書面評価結果を踏まえた質疑応答や学生からのヒアリング及び教育現場の視察等を行うことにより、当該拠点の現状等を十分に把握し、評価に反映させる。

なお、現地調査にあたっては、評価部会において実施要領を定める。

③ 合議評価

評価委員は、書面評価結果と現地調査を通じて得られた結果について合議評価をし、各拠点の評価結果や助言等をまとめる。

④ 評価の決定

評価部会は、各拠点の評価結果をまとめる際に、構想の達成は困難であると判断された拠点については、反論等の機会を設けて、計画の縮小又は中止の必要性等について評価を行う。

委員会は、評価部会における評価結果について全体調整を行い、各拠点の評価結果を決定する。

(3) 評価結果

中間評価結果は、下表の5段階の評価及び評価結果に関するコメントで構成する。

(I) 項目別評価

1. 取組状況

評価	評語
S	構想の実現にあたり、優れた取組が行われている。
A	構想の実現にあたり、十分な取組が行われている。
B	構想の実現にあたり、取組がやや不十分であり一部改善を要する。
C	構想の実現にあたり、取組が不十分であり改善を要する。
D	構想の実現にあたり、取組が極めて不十分であり抜本的改善を要する。

2. 目標の達成状況

評価	評語
S	目標を上回っており、優れた実績を挙げている。
A	目標を達成しており、順調な実績を挙げている。
B	目標をやや下回っており、一部改善を要する。
C	目標を下回っており、改善を要する。
D	目標を大幅に下回っており、抜本的改善を要する。

3. 経費について

評価	評語
S	極めて適切かつ効果的に使用されている。
A	適切かつ効果的に使用されている。
B	一部適切ではない又は効果的ではない使用がなされている。
C	適切ではない又は効果的ではない使用がなされている。
D	極めて適切ではない又は効果的ではない使用がなされている。

(II) 総括評価

評価	評語
S	優れた取組状況であり、事業目的の達成が見込まれる。
A	これまでの取り組みを継続することによって、事業目的を達成することが可能と判断される。
B	当初目的を達成するには、助言等を考慮し、より一層の改善と努力が必要と判断される。
C	これまでの取組状況等に鑑み、目的の達成が困難な取り組みがあると考えられ、成果を見込めない取り組みについては縮小・廃止し、財政支援規模の縮小が妥当と判断される。
D	これまでの取組状況等に鑑み、事業目的の達成は著しく困難と考えられ、財政支援の中止が妥当と判断される。

(Ⅲ) その他の評価

1. 推進事務局の取組状況

評価	評語
S	構想の実現にあたり、優れた取組が行われている。
A	構想の実現にあたり、十分な取組が行われている。
B	構想の実現にあたり、取組がやや不十分であり一部改善を要する。
C	構想の実現にあたり、取組が不十分であり改善を要する。
D	構想の実現にあたり、取組が極めて不十分であり抜本的改善を要する。

2. 経費について

評価	評語
S	極めて適切かつ効果的に使用されている。
A	適切かつ効果的に使用されている。
B	一部適切ではない又は効果的ではない使用がなされている。
C	適切ではない又は効果的ではない使用がなされている。
D	極めて適切ではない又は効果的ではない使用がなされている。

6. 開示・公開等

(1) 委員会等の審議内容等の取扱いについて

i) 委員会の会議及び会議資料は、原則公開とする。
ただし、次に掲げる場合であって委員会が非公開とすることを決定した時は、この限りではない。

- ①評価（人選を含む）に関する調査審議の場合
- ②その他委員長が公開することが適当でない判断した場合

なお、専ら評価に関する調査審議を行う評価部会の会議及び会議資料については、評価の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。

ii) 委員会の議事要旨は、上記に掲げる場合を除き、原則公開とする。

iii) 委員会は、各拠点の中間評価結果を文部科学省に報告し、文部科学省が中間評価結果に応じて、我が国を代表する国際化拠点として真に将来の発展が見込める拠点への支援を重点化しつつ行う4年目以降の補助金の適正配分（増額、減額又は廃止等）に資する。また、我が国を代表する国際化拠点の整備に向けて適切な助言を行うために、各拠点に対しこの評価結果を開示するとともに、評価結果及び進捗状況等をホームページ等に掲載し、大学の国際化のためのネットワーク形成を推進する。

(2) 委員の氏名等の公開

- ①委員会の委員の氏名は、予め公表する。
- ②評価部会の委員及び専門委員（以下、「委員等」とする。）の氏名については、中間評価結果の公表後に公表する。

7. 委員及び専門委員の遵守事項

(1) 利害関係者の排除

1) 範囲

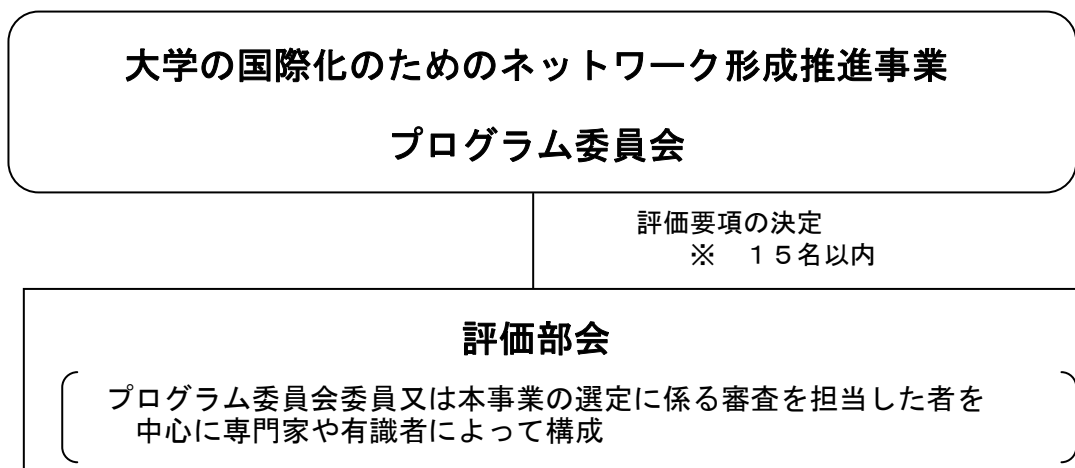
- ①委員等が当該大学に専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）している場合
- ②委員等が当該大学の役員として在職（就任予定を含む。）している場合
- ③その他、委員等が中立・公正に評価を行うことが困難であると判断される場合

(2) 秘密保持

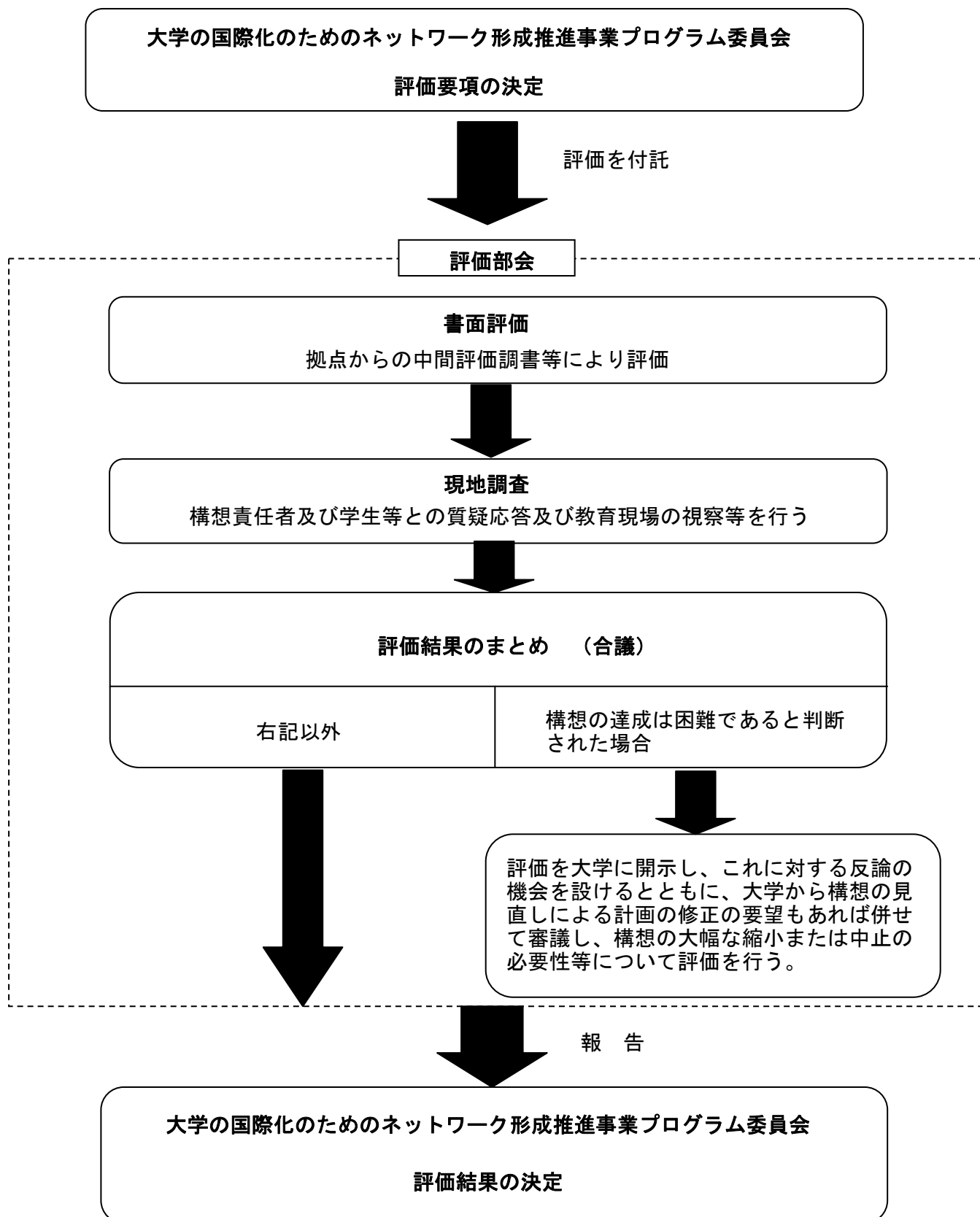
①評価の過程で知り得た個人情報及び対象大学の評価内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。

②委員等として取得した情報（調書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

8. 評価体制



9. 評価手順



10. その他

この要項に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業プログラム委員会（以下、「委員会」とする。）の下に設置される評価部会において定める。